

第2章 行政機構

1 総 論

平成17年度の機構及び定員については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定。以下「基本方針2004」という。)等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、その要求は従来にも増して厳選したものとされた。特に、定員については、政府部内全体を通じて定員の再配置を強力に推進するため、地方支分部局や既存の統計の抜本的見直し等により、定員削減計画を上回る削減を行うとともに、府省を越える配置転換を活用することとされた。

なお、独立行政法人及び特殊法人等の新設・改廃に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に係る措置を確実に要求に反映させるとともに、平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人に関し、「基本方針2004」の趣旨を踏まえ、平成16年8月末を目途に見直しの素案を示すこととされた。その際、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)を踏まえ、極力整理縮小する方向で見直すものとされた。また、その内容についても可能な限り要求に反映させることとされた。

2 機 構 等

(1) 農林水産省組織令の一部改正

ア 中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令(平成17年政令第153号)附則第12条による改正(平成17年4月13日施行)

総合食料局及び同局食品産業企画課並びに農村振興局農村政策課の事務について所要の規定の整備が行われた。

イ 農林水産省組織令の一部を改正する政令(平成17年政令第300号)による改正(平成17年10月1日施行)

(ア) 大臣官房

a 参事官を1人増員

(イ) 消費・安全局

畜水産安全管理課及び動物衛生課が新設され、衛生管理課が廃止された。

(ウ) 経営局

a 経営政策課の所掌事務の変更

b 普及・女性課が新設され、普及課及び女性・就農課が廃止された。

(エ) 農村振興局

a 農村政策課及び地域振興課が廃止された。

b 企画部が新設され、計画部が廃止された。企画部に農村政策課、土地改良企画課、資源課、事業計画課及び地域計画官が新設された。

c 整備部の所掌事務の変更

d 整備部に地域整備課が新設され、同部の農村整備課が廃止された。

(オ) 林野庁関係

a 森林整備部に研究・保全課が新設され、同部の森林保全課及び研究普及課が廃止された。

(カ) 水産庁関係

a 漁政部に漁業保険管理官が新設され、同部の漁業保険課が廃止された。

(2) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(平成17年農林水産省令第57号)による改正(平成17年4月1日施行)

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 生産局

食肉鶏卵課に食肉需給対策室が新設され、同課の食肉調整官が廃止された。

(b) 経営局

経営政策課に災害総合対策室が新設され、同課の災害総合対策官が廃止された。

b 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
生産局	国際専門官	生産局の所掌事務に係る国際関係事務

に関し調整を要する
専門の事項について
の企画及び連絡調整
に関する事務

(イ) 地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政事務所の事務について所要の規定
の整備が行われた。

(b) 津軽農業水利事務所小田川農業水利事業建
設所が新設され、会津農業水利事務所、宮崎
農業水利事務所が廃止される等、各事務所の
組織改廃に伴う所要の規定の整備が行われ
た。

b 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
九州農政局	地域環境 調整官	地方農政局の管轄 区域内における土地 改良事業の工事に係 る環境との調和への 配慮に関する事項に ついての調査、連絡 調整及び指導に関す る事務

(ロ) 林野庁関係

a 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
森林整備部	海外植林 指導官	海外植林に関する 専門技術上の事項に ついての企画、連絡 調整及び指導に関す る事務

(ハ) 水産庁関係

防災漁村課に水産施設災害対策室が新設され、
同課の防災企画調整官が廃止された。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成
17年農林水産省令第69号）による改正（平成17年 5
月 1 日施行）

商品取引所法の一部を改正する法律（平成16年法
律第43号）の施行に伴い、総合食料局商品取引所検
査官の所掌事務が変更される等、所要の規定の整備
が行われた。

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成
17年農林水産省令第105号）による改正（平成17年10
月 1 日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織改正及び専門官の新設等

(a) 消費・安全局

- ① 消費・安全政策課に国際食料調査官を新
設
- ② 畜水産安全管理課に水産安全室並びに飼
料安全専門官、動物医薬品安全専門官及び
水産安全専門官を新設
- ③ 動物衛生課に国際衛生対策室並びに国内
防疫調整官、家畜衛生専門官及び国際衛生
専門官を新設

(b) 経営局

- ① 普及・女性課に女性・高齢者対策推進室
及び経営専門官を新設

(c) 農村振興局

- ① 企画部農村政策課に農村整備総合調整室
及び都市農業・地域交流室並びに企画官を
新設
- ② 企画部土地改良企画課に企画官、土地改
良区検査官及び国営土地改良事業特別会計
管理官を新設
- ③ 企画部資源課に農村環境保全室並びに地
質官及び環境影響評価専門官を新設
- ④ 企画部事業計画課に事業総合調整室並び
に国営事業計画官及び事業効果分析専門官
を新設
- ⑤ 企画部に地域計画企画官及び首席地域計
画企画官を新設
- ⑥ 整備部地域整備課に集落排水・地域資源
循環室、総合整備事業推進室及び中山間整
備事業推進室並びに地域資源循環専門官及
び企画官を新設

(イ) 林野庁関係

a 組織改正及び専門官の新設等

- (a) 森林整備部計画課に森林環境教育推進官を
新設
- (b) 森林整備部研究・保全課に技術開発推進室、
森林保全推進室及び森林保護対策室並びに研
究企画官、首席研究企画官、森林吸収源情報
管理官、国際研究連絡調整官、環境保全専門
官、森林保全専門官、防除技術専門官、林木
育種専門官、森林ボランティア企画官、保険
管理官、数理官、森林保険損害評価官及び森
林保険企画官を新設

(ロ) 水産庁関係

a 水産庁本庁

(a) 組織改正及び専門官の新設等

- ① 漁政部水産経営課に協同組合指導官を新

設

② 漁政部加工流通課に水産物貿易対策室を
新設

③ 漁政部に数理官、漁船保険指導官、漁業
共済指導官及び漁業保険検査官を新設

b 地方支分部局

(a) 組織改正及び専門官の新設等

① 北海道、仙台、新潟、境港及び九州漁業
調整事務所に資源課を新設し、九州漁業調
整事務所の振興課を廃止

エ 市町の廃置分合関係

市町の廃置分合に伴い、統計・情報センター及び
森林管理署等の名称、位置及び管轄区域について所
要の改正が行われた。(平成17年農林水産省令第57
号・第69号・第77号・第85号・第96号・第105号・第
114号・第122号、平成18年農林水産省令第5号)

3 定 員

(1) 定員の増減状況

新たな定員削減計画の第5次分が実施された。一方、
定員増については、総定員増加の抑制という厳しい状
況の下であるが、農林水産省において71人の新規増が
認められたほか、内部振替による増減が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	23,898人	23,381人	△ 517人
林 野 庁	532人	532人	0人
水 産 庁	953人	970人	17人
計	25,383人	24,883人	△ 500人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	5,330人	5,226人	△ 104人
計	5,330人	5,226人	△ 104人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成17年度における定
員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成
17年政令第112号）

イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成
17年農林水産省令第58号）